

H30年度

貸切バス安全性評価認定取得・更新についてのご案内

安いバス会社よりも安全性の高いバス会社へ

相次ぐ貸切バスの事故にともない、利用するお客様は「安い金額で」という要望よりも「安全対策をきちんとしている会社」という要望が増えています。

セーフティバス認定は、貸切バス事業者にとって必須の取り組みと言っても過言ではなくなってきました。(平成28年度374社が新たに取得されています。)



貸切バス事業者安全性評価認定制度

セーフティバス認定取得について

セーフティバス認定取得は、単に申請書を提出するだけでなく、日頃行っている法令遵守の状況はもちろん自社での様々な取り組みについて確認を行いその内容をエビデンス(証拠)として申請書に添付しなければなりません。確認の結果合格点に達しない場合は、来年の申請に向けて合格点が取れるように計画を立て取り組んでいく必要があります。また、「認定が取れさえすればいいや!」ではなく、継続して取り組み続けなければ認定の降格や取消しが発生します。常に運転安全性マネジメントに取り組み改善していくことが大切なのです。

貸切バス事業者には、許可の更新制、監査、巡回指導、安全マネジメント評価等外部からのさまざまな法令遵守についてのチェックがあります。毎回ハラハラ・ドキドキでその場をすり抜けるのではなく、日頃の取り組みで自信をもって受けてもらいたいものです。

認定取得は毎年難しくなっています

認定までの流れ

お問い合わせ

電話、メールにてお問い合わせください。

打合せ

チェックシートを用い、申請条件をどれだけ満たしているかを確認し今後の方針について打合せを行います。

チェック1

更に実態を調査・分析し、申請条件の適合度合いに応じて今後の取り組み課題を洗い出します。

チェックn

各課題への取り組みが確実に実施されているか確認します。新たに課題が発生した場合には再度対応を検討します。

申請書作成

申請書を作成いたします。申請書のコメントの内容及び添付資料の提供をお願いします。

申請

申請料の振込みをお願いします。
※ 振込み期間がございますので要注意

審査・認定

書類審査、訪問審査に合格後に認定となります。

【申請書作成の注意点】

以下の内容に合意頂いた場合のみ申請書作成をいたします。

- ① 申請書に添付する書類は私どもでは作成できません。事業者様より提供された書類を添付します。
- ② 評価シートのコメント欄は助言はしますが、原則としてヒアリングした内容を記載します。
- ③ 決められた期日までに添付資料の提出をお願いします。
- ④ 事業者様の取り組み内容が基準に達しない場合は認定となりません。このサービスは認定(合格)を保証したサービスではありません。



行政書士

太宰府総合法務事務所

電話 092-981-2678

E-Mail info@gyosei-yone.com

〒818-0111 福岡県太宰府市三條3-10-25

行政書士 米川 欣哉



貸切バス安全性評価認定取得についての料金表

新規サポート料金(打合せ～チェック)

月々のサポート料金は、申し込まれた月から申請月(4月)まで月数で決まります。(下表参照)
トータルの費用は早期に申し込まれた方がお安くなりますし充実したサポートが受けれます。

(例:中小規模事業者様で8月の申込の場合、月々12,800円でトータル115,200円となります)

月々のサポート料金(円)

申込月	中小規模	準・大規模 1営業所	準・大規模 2営業所	準・大規模 3営業所	準・大規模 4営業所
H30 5月	8,400	10,900	12,500	16,700	20,900
6月	9,600	12,300	14,100	19,100	23,700
7月	11,000	14,000	16,000	22,000	27,000
8月	12,800	16,200	18,400	25,600	31,200
9月	15,000	18,800	21,300	30,000	36,300
10月	17,900	22,200	25,000	35,800	42,900
11月	21,700	26,700	30,000	43,400	51,700
12月	27,000	33,000	37,000	54,000	64,000
H31 1月	35,000	42,500	47,500	70,000	82,500
2月	48,400	58,400	65,000	—	—
3月	75,000	—	—	—	—

(※ 受付件数に制限がございます。場合によってはお請けできない場合がございますのでご了承ください。
更新申請の場合、昨年度の取組状況により新規申請の半額からとなります。)

申請書の作成

	150,000	160,000	170,000	190,000	210,000
--	---------	---------	---------	---------	---------

新規・更新ともに同額です。貸切バス事業許可の更新を予約されますとお得なセット割引がご利用いただけます。

【注意事項】

- ※ 表示料金は全て消費税抜きとなっています。
- ※ 遠距離の場合の交通費、宿泊費が必要です。
- ※ 申請手数料は別途必要です。(右記参照)
- ※ メール等での相談・問い合わせに制限はございません。

【申請手数料】

(税込)

貸切バス車両数	バス協会会員	非会員
10両以下	86,700円	102,000円
11両～30両	130,900円	154,000円
31両以上	174,300円	205,000円

【事業者区分】

中小規模事業者	車両数100台未満かつ、営業所が1である事業者
準大規模事業者	車両数100台以上200両未満または、営業所が2以上ある事業者
大規模事業者	車両数200台以上である事業者

【認定取得推移】

(社)

年	★	★★	★★★	合計
平成29年1月	544	185	290	1019
平成30年1月	840	223	330	1393
増数	296	38	40	374

お問い合わせ
お申込み

行政書士 太宰府総合法務事務所

電話 092-981-2678
E-Mail info@gyosei-yone.com